

サービス提供体制強化加算の算定に係る提出書類

※勤務表については任意の書式でも構いませんが、必要な情報(職員の常勤/非常勤, 専従/兼務, 資格の有無, 常勤換算数等)が網羅されるよう留意して下さい。

1 体制要件【該当するサービス: **訪問入浴介護・訪問看護**】

		研修	会議	健康診断
厚労大臣 が定める 基準		<ul style="list-style-type: none"> 全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
	算定留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> 従業者の資質向上のための研修内容の全体像と研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施 時期等を定めた計画を策定していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業者全員が参加(複数グループに分けた開催も可)するものでなければならない。 会議の開催状況の概要を記録しなければならない。 定期的(概ね一月に一回以上)に開催する必要がある。 「サービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者のADLや意欲 ○利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ○家族を含む環境 ○前回のサービス提供時の状況 ○その他サービス提供に当たって必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤・非常勤を問わず、少なくとも1年以内に1回ごと、事業主の負担で実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、1年以内に実施されることが計画されていなければならない。
		「研修計画」に関する添付書類	「会議の開催」に関する添付書類	「健康診断の定期的実施」に関する添付書類
添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ●事業所全体の研修計画等(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等が分かるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ●会議の開催の事実が分かる書類(過去の会議の記録の写し等) ●定期的な開催が分かる書類(会議の開催について定めた書面等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも年1回は事業者負担により手利き的に健康診断が実施(予定)されていることが分かる書類

2 人材要件

- 職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度の実績の平均（4月～2月）に基づき計算する。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出月の属する前3月について計算する。
- 前3月の実績により計算した場合は、届出以降、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。割合を下回った場合、加算の取り下げが必要となる。

	有資格者の割合	常勤者	勤続年数
(介護予防)訪問入浴介護	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 40%以上 又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 30%以上 又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 50%以上 であること。		
(介護予防)訪問看護	—	—	看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
(介護予防)訪問リハビリテーション	—	—	利用者に直接サービス提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が3年以上の者がいること。
(介護予防)通所介護	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 40%以上 であること。		—
	—		加算(Ⅱ):利用者に直接サービス提供する職員のうち、勤続年数が3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
	—		加算(Ⅲ):利用者に直接指定療養通所介護サービスを提供する職員のうち、勤続年数が3年以上の者が 30%以上 であること。
(介護予防)通所リハビリテーション	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 40%以上 であること。	—	—
	—	—	加算(Ⅱ):利用者に直接サービス提供する職員のうち、勤続年数が3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。

(介護予防)短期入所生活介護	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	—	加算(Ⅱ):介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上 であること。	—
	—	—	加算(Ⅲ):直接提供職員のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
(介護予防)短期入所療養介護	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	—	加算(Ⅱ):介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上 であること。	—
	—	—	加算(Ⅲ):直接提供職員のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
(介護予防)特定施設入居者生活介護	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	—	加算(Ⅱ):介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上 であること。	—
	—	—	加算(Ⅲ):直接提供職員のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
介護老人福祉施設	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	—	加算(Ⅱ):介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上 であること。	—
	—	—	加算(Ⅲ):直接提供職員のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。

介護老人保健施設	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	—	加算(Ⅱ):介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上 であること。	—
	—	—	加算(Ⅲ):直接提供職員のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
介護療養型医療施設	加算(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上 であること。	—	—
	加算(Ⅰ)ロ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上 であること。	—	—
	—	加算(Ⅱ):介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上 であること。	—
	—	—	加算(Ⅲ):直接提供職員のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が 30%以上 であること。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ●計算の根拠となる書類(勤務表等) ●介護福祉士の資格証又は介護職員基礎研修課程修了者の修了証の写し 	●計算の根拠となる書類(勤務表等)	●計算の根拠となる書類(勤務表等)

*「直接提供職員」とは(サービスを直接提供する職員)

- 通所介護・療養通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設
:生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員
- 通所リハビリテーション
:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員
- 短期入所療養介護・老人保健施設
:看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- 介護療養型医療施設
:看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士

※「勤続年数」について

- ・同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人に産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。